

トラストを確保したDX推進サブワーキンググループの開催について

〔 令和3年10月25日
データ戦略推進ワーキンググループ主査代理決定 〕

- 1 「データ戦略推進ワーキンググループの開催について」（令和3年9月6日デジタル社会推進会議議長決定）第4項の規定に基づき、トラストを確保したデジタルトランスフォーメーションの具体的な推進方策を検討するため、データ戦略推進ワーキンググループの下にトラストを確保したDX推進サブワーキンググループ（以下「サブワーキンググループ」という。）を開催する。
- 2 サブワーキンググループは、手塚悟（慶應義塾大学環境情報学部教授）を主査とし、構成員は主査が指名する者をもって構成する。ただし、主査は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係行政機関の職員、有識者その他の関係者の出席を求めることができる。
- 3 サブワーキンググループの庶務は、関係行政機関の協力を得て、デジタル庁（デジタル社会共通機能グループ）において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、サブワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、主査が定める。

トラストを確保したDX推進サブワーキンググループ構成員（予定）

太田 洋 西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

崎村 夏彦 東京デジタルアイディアーズ株式会社 主席研究員

佐古 和恵 早稲田大学 基幹理工学部情報理工学科 教授

(主査)手塚 悟 慶應義塾大学環境情報学部 教授

濱口 総志 慶應義塾大学SFC研究所 上席所員

林 達也 LocationMind株式会社 取締役

宮内 宏 宮内・水町IT法律事務所 弁護士

宮村 和谷 PwCあらた有限責任監査法人 パートナー

(行政機関)

総務省サイバーセキュリティ統括官付参事官

法務省民事局商事課長

経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課長